

発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革の推進に関する法律案 概要

【背景】

- 発電用原子炉の運転は、電気の安定供給に重要な役割を果たすものであるとともに、万が一事故が発生した場合に周辺住民に与える被害や国民生活・国民経済に与える影響は計り知れないものであることから、政治的な立場の者による国民の利益の観点からの総合的な判断を経る等、政治主導の判断を経た上で、行われるべきものである。
- にもかかわらず、そのような必要なプロセスが法律上明確化されないまま再稼働が行われる等、発電用原子炉の運転に関する判断と責任の所在が極めて曖昧な状況となっている。
- そこで、発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革を推進する必要がある。

発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革（原発運転政治主導明確化改革）

※1年以内を目途に必要な法制上の措置

【基本理念】 ①国民の利益の観点からの総合的な判断、事故が発生した際の国の責任の明確化 ②自治体・住民の十分な関与と理解 ③最終処分施設の確実な整備

発電用原子炉の運転に関する規制の 手続における政治主導の明確化

現状

- 発電用原子炉の運転は、電気の安定供給に重要な役割を果たす一方で、事故が発生すれば国民の生命・身体・財産への危害及び国民生活・国民経済への重大な影響を及ぼし得るにもかかわらず、法律上、政治的な責任を負い得る立場の者の判断が必要とされていない。
- 発電用原子炉の運転は、事故が発生すれば地域住民の生命・身体・財産への深刻な被害を及ぼし得る一方で、地域経済に重要な役割を果たすにもかかわらず、地元の同意の手続が法定されていない。

改革の基本方針

- 発電用原子炉の運転に当たっては、原子力規制委員会の設置許可のほか、経済産業大臣・内閣総理大臣の許可を要するものとする。
- 運転の許可の申請に当たっては、あらかじめ、都道府県知事の同意を要するものとする。
- 都道府県知事の同意をするかどうかの決定に当たっては、市町村長の意見を聴くものとする。

原子力災害対策における 政治主導の明確化等

現状

- 原子力災害に関する地域防災計画の作成支援という重要な役割を担う「地域原子力防災協議会」について、法律上の位置付けが与えられていない。

改革の基本方針

- 内閣総理大臣は、原子力災害対策を実施する必要がある都道府県の地域ごとに、地域原子力防災協議会を組織するものとする。
※構成員：内閣総理大臣、関係行政機関の長、都道府県知事その他関係者
※必要に応じて市町村長・原子力事業者・学識経験者から意見を聴く。
- 計画作成における原子力規制委員会の関与を法定

原子力損害が生じた場合における負担の 在り方の見直し

現状

- 原子力損害賠償について、建前上は原子力事業者が無限責任を負うものとされながら、国による特別な救済措置が講ぜられており、国・原子力事業者の責任の所在が曖昧となっている。

改革の基本方針

- 原子力損害の賠償に関し、原子力事業者が負担する金額の上限を設けるものとし、これを超える金額は国が負担するものとする。
- 政府による原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する資金交付の制度は廃止するものとする。

政治主導による最終処分施設の 確実な整備

現状

- 発電用原子炉の運転を将来においても継続するためには放射性廃棄物の最終的な処分に現世代において道筋を付けることが避けることのできない国民的な課題であるにもかかわらず、今日に至るまで具体的な進展が見られない。

改革の基本方針

- 政府は、次の手続を経た上で、最終処分施設を含む原子力発電関連施設^(※)の整備計画(閣議決定)を策定するものとする(一定期間ごとに見直し)。
 - ① 関係都道府県知事・市町村長からの意見聴取、住民からの意見聴取
 - ② 施設設置者との協議・同意
 - ③ 国と地方の協議の場における協議

※原子力発電施設、原子力発電の密接関連施設(再処理施設、最終処分施設等)、福島第一原発事故に由来する汚染水の処理施設 等
- 整備計画に基づく事業を土地収用が可能な事業として位置付けるものとする。

国・地方公共団体の果たすべき役割と責任を明らかにするとともに、原子力事業者等の果たすべき役割と責任を明らかにすることに資する